



第24回神戸市花の生産者大会が開催

2月6日(水)に神戸フルーツ・フラワーパークにおいて、市内における多くの花の生産者が参加され、盛大に開催されました。

最初に、功労者表彰や、立毛共進会・品評会の受賞者表彰等が行われました。北区分関係の受賞された方は次のとおりです。

- 花き生産功労者 吉田 允久 様(淡河町)
- 功労女性 藤本 幸代 様(淡河町)
- 受賞者表彰

- ・神戸市山田菊品評会(特選)

岸本 峻 様、林 哲也 様、
勝見 禎諒 様

(優秀賞)

林 直行 様、林 哲也 様

(以上山田町)

- ・新鉄砲ゆり立毛共進会

(特選)

山上 一夫 様、常深 輝夫 様、
藤本 修 様、藤本 和宏 様

(優秀賞)

藤原 一哉 様、森井 宏紀 様

(以上淡河町)

表彰式のあと、花による潤いのある生活の演出方法や鮮度維持などの研修会が行われました。

一花からはじまる暮らしの彩りー 神戸花物語 2019 春 開催!

市内では、切花・花壇苗をはじめ多くの花が生産されており、その品質は市場から高い評価を得ています。

「神戸花物語 2019 春」では、「彩る」をテーマに、来場者のみなさんを花いっぱいの空間でお出迎えし、フラワーアーティストの展示や神戸産の花の体験教室など様々な企画を実施します。これらの企画を通じて、みなさんに毎日の生活を神戸の花で「彩る」魅力を伝えます。多くの方のご来場をお待ちしています!

《日時》3月1日(金)~3月3日(日)

11時~16時

《場所》JR神戸駅地下 デュオドーム

(デュオこうべ内、中央区東川崎町1-2-3)

30年産神戸北山田錦品評会の受賞者

受賞者は、次のとおり決定されました。

3月7日(木)に神戸フルーツ・フラワーパークで表彰式が行われます。

兵庫県知事賞	道場町	後 正 様
神戸市長賞	淡河町	中前 裕志 様
近畿農政局地方参事官 (兵庫)賞	淡河町	山本 進 様
神戸市経済観光局長賞	淡河町	藤原 隆道 様
神戸農業改良普及センター 所長賞	八多町	山角 和史 様
兵庫県酒造組合連合会長賞	淡河町	堂本 善成 様
全国農業協同組合連合会 兵庫県本部長賞	淡河町	井上 克美 様
兵庫県酒米振興会長賞	淡河町	竹田 尊美 様
兵庫六甲農業協同組合長賞	淡河町	光本 祥次 様
JA 兵庫六甲神戸北山田錦 部会長賞	長尾町	大坂 広志 様
神戸北地域水田農業推進協 議会長賞	淡河町	加嶋 秀行 様
優秀賞	淡河町 道場町 八多町	赤松 幸和 様 藤原 悟 様 上小名田営農組合 様
敢闘賞	淡河町 長尾町 山田町 大沢町 淡河町	宮脇 博 様 馬場 永幸 様 岡 訓子 様 西浦 玉喜 様 澤田 保夫 様

収入保険制度について

平成31年1月から新しく開始された制度で、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

対象は、青色申告を行っている農業者(個人・法人)となります。

新規に青色申告を開始するには、「青色申告承認申請書」を3月15日(金)までに最寄りの税務署にて提出する必要がありますので、お早めに手続きしてください。

神戸レザー発表会の開催

1月24日（木）にフランスのパリにて、「神戸レザー」の発表会が開催されました。発表会では、これまであまり活用されていなかった神戸ビーフの革と、有害鳥獣として捕獲されたイノシシの革を基に、神戸の職人によって作られた製品（財布、靴、鞆、イスなど）が展示・紹介されました。当日は、発表会とレセプションに、約400名のデザイナーやジャーナリストが集まり、さまざまな意見が交わされました。また、発表会に併せて、神戸の酒や食材のプロモーション活動も行われ、好評を頂きました。

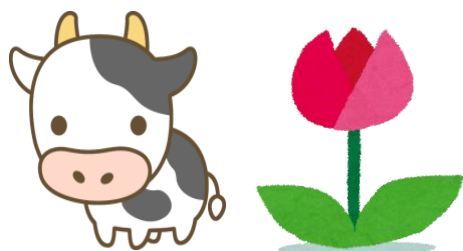
今後、発表会でいただいた意見を参考に、神戸レザーの取り組みを進めていきたいと考えています。



水稲共済の引受方法について

神戸市農業共済条例の改正により、2019年産から引受方式が増えましたが、今までの方式の一筆ごとに3割以上の被害が発生した場合に共済金が支払われる「一筆方式7割補償」は2021年産まであります。

一筆方式以外の方式について、詳しくは野帳記載例の裏表紙「2019年産水稲共済について」をご確認いただくか、神戸市ホームページ内にあります「農作物共済」検索のうえ、あわせてご覧ください。



農作物共済（水稲）に適用される危険段階別共済掛金率に関する意見募集について

平成31年産の水稲より適用される危険段階別共済掛金率について、下記のとおり意見を募集します。

(1) 意見募集期間（予定）

2月25日（月）～3月6日（水）

(2) 資料の閲覧場所

○西・北農業振興センター

○市政情報室

○各区役所、出張所、連絡所

（連絡先）975-6895（西生産振興係）

ご家庭で家畜とペットを飼育している皆様へ

家畜伝染病予防法では、対象家畜の所有者は都道府県知事へ毎年2月1日時点の家畜の飼育衛生管理状況を報告することが義務付けられています。

届出対象家畜は牛、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、水牛、めん羊、山羊、馬、鹿となっており、1頭（羽）以上飼育している方は愛玩動物であっても報告が必要になりますので、家畜保健衛生所へご連絡お願いいたします。

<連絡先>

兵庫県姫路家畜保健衛生所：

079-240-7085

西農業振興センター（畜産振興係）

975-6857

農薬の適切な使用について

農薬を散布する際は、防護具を着用する等して自己の防衛に努めるとともに、近隣農地の作物や住宅地等への飛散防止や近隣住民への周知が大切です。詳細については、2月に隣保回覧しております「飛散防止のポイント」をご覧ください。農薬工業会ホームページ(<http://www.jcpa.or.jp/>)もあわせてご覧ください。